

平成 17 年 10 月 1 日 17（規程）第 63 号	(改正) 平成 21 年 4 月 6 日 21（規程）第 12 号
(改正) 平成 18 年 4 月 1 日 18（規程）第 15 号	(改正) 平成 21 年 7 月 30 日 21（規程）第 25 号
(改正) 平成 18 年 5 月 1 日 18（規程）第 25 号	(改正) 平成 21 年 11 月 5 日 21（規程）第 37 号
(改正) 平成 18 年 10 月 13 日 18（規程）第 57 号	(改正) 平成 22 年 4 月 1 日 22（規程）第 7 号
(改正) 平成 19 年 3 月 12 日 18（規程）第 70 号	(改正) 平成 22 年 8 月 1 日 22（規程）第 25 号
(改正) 平成 19 年 4 月 6 日 19（規程）第 6 号	(改正) 平成 22 年 12 月 1 日 22（規程）第 38 号
(改正) 平成 20 年 3 月 19 日 19（規程）第 72 号	(改正) 平成 23 年 4 月 18 日 23（規程）第 11 号
(改正) 平成 20 年 4 月 1 日 20（規程）第 5 号	(改正) 平成 23 年 7 月 4 日 23（規程）第 31 号
(改正) 平成 20 年 7 月 1 日 20（規程）第 26 号	(改正) 平成 23 年 12 月 6 日 23（規程）第 41 号
(改正) 平成 20 年 8 月 8 日 20（規程）第 32 号	(改正) 平成 24 年 12 月 1 日 24（規程）第 45 号
(改正) 平成 21 年 1 月 6 日 20（規程）第 55 号	(改正) 令和 6 年 4 月 11 日 令 06（規程）第 1 号

○ 在 外 職 員 給 与 規 程

(総則)

第 1 条 外国において勤務する職員（以下「在外職員」という。）の給与については、この規程の定めるところによる。

(給与の区分)

第 2 条 在外職員には、本給、扶養手当、期末手当、在勤基本手当、配偶者手当、住居手当及び子女教育手当を支給する。

(給与の支給方法)

第 3 条 在外職員の給与（期末手当を除く。）は、毎月 1 回その給与の月額をその月の下旬に支給する。

- 2 第 1 項の規定にかかわらず、在外職員が 2 月以上の期間の家賃の前払をしなければ在勤地において勤務するのに必要な住宅を安定的に確保することができないと理事長が認めるときは、当該家賃の最初の前払の対象である 2 月以上の期間（当該期間が 1 年を超えるときは、当該期間の初日から始まる 1 年の期間。以下この項において「家賃前払期間」という。）に係る住居手当については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間（以下この項並びに第 10 条第 10 項及び第 13 項において「一括支給期間」という。）の各月の月額を合算した額を、一括支給期間の初日の属する月の下旬に一括して支給することができる。

- (1) 家賃前払期間の末日が家賃前払期間の初日の属する年度の末日以前である場合 家賃前払期間
- (2) 家賃前払期間の末日が家賃前払期間の初日の属する年度の末日後である場合 次のイ及びロに掲げるそれぞれの期間
イ 家賃前払期間の初日から当該初日の属する年度の末日までの期間
ロ 家賃前払期間の初日の属する年度の翌年度の初日から家賃前払期間の末日までの期間

(在勤手当の額の改定)

第4条 物価若しくは為替相場の変動等により在勤手当の額を改定する必要がある場合には、理事長の決裁を得て改定することができる。

(在勤基本手当)

第5条 在勤基本手当は、月額とし、在勤地及び号の別により別に定める額を支出官事務規程（昭和22年大蔵省令第94号）第11条第2項第4号の規定（以下「支出官事務規程」という。）により定められた外国貨幣換算率により外国通貨に換算した額（理事長が特に必要があると認める在外職員については、在勤地及び号の別により別に定める額）とする。

2 在勤基本手当の号の適用は、別に定めるところによる。

(配偶者手当)

第6条 配偶者手当は、配偶者を在勤地へ随伴する在外職員に対し、在勤基本手当の100分の20に相当する額を支給する。

(住居手当)

第7条 住居手当の月額は、在外職員が居住している家具付きでない住宅の1月に要する家賃の額（在外職員が居住している住宅が、家具付きである場合にはその額の100分の90に相当する額）から当該家賃の額に別に定める控除率を乗じて得た額を控除した額とする。ただし、在勤地及び号の別により別に定める額（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第10条第11項において同じ。）及び子（主として在外職員の収入によって生計を維持している者に限る。第10条第11項において同じ。）（以下「配偶者等」という。））を伴う在外職員以外の者にあつてはその額の100分の80に相当する額）を限度として支給する。

2 住居手当の号の適用は、別に定めるところによる。

3 この規程に定めるもののほか、住居手当の支給に関し、必要な事項は別に定める。

(子女教育手当)

第8条 子女教育手当は、在外職員の子のうち次に掲げるもので主として当該在外職員の収入によって生計を維持する者（以下「年少子女」という。）が本邦以外の地において学校教育その他の教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給する。

- (1) 3歳以上18歳未満の子
- (2) 18歳以上に達した子であって、就学する学校（就学地における教育制度による大学又はこれに準ずる学校を除く。）において、18歳に達した日から、19歳に達するまでの間に新たに所属する学年の開始日から起算して1年を経過する日までの間にあるもの。

（子女教育手当の支給額）

第8条の2 子女教育手当の月額、年少子女一人につき、8,000円を支出官事務規程により定められた外国貨幣換算率により外国通貨に換算した額（理事長が特に必要があると認める在外職員については、年少子女一人につき、8,000円）とする。

- 2 在外職員の年少子女が適当な学校教育を受けるのに相当な経費を要する地として理事長が指定する地（以下この条において「指定地」という。）に所在する在勤地に勤務する在外職員の年少子女（5歳以上の年少子女であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校又は高等学校に相当するものとして理事長が認める教育施設において教育を受けるべきもの（5歳の年少子女にあつては、当該教育施設において教育を受けることについて合理的な理由がある場合として理事長が定める場合に該当するもの）に限る。）が当該在勤地の所在する指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該在外職員に支給する子女教育手当の月額は、前項の規定にかかわらず、当該年少子女1人につき、同項の額に、現に要する当該年少子女に係る必要経費（別に定める費目に係るものに限る。以下この条において「必要経費」という。）の額から22,000円を控除した額を加算した額を支出官事務規程により定められた外国貨幣換算率により外国通貨に換算した額（理事長が特に必要があると認める在外職員については、当該年少子女1人につき、当該加算した額）とする。ただし、その加算される額は、150,000円を限度とする。
- 3 指定地に所在する在勤地に勤務する在外職員の年少子女（6歳未満の年少子女、又は6歳以上の年少子女であつて学校教育法に規定する幼稚園に相当するものとして理事長が認める教育施設において教育を受けるべきものに限る。）が当該在勤地の所在する指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該在外職員に支給する子女教育手当の月額は、第1項の規定にかかわらず、当該年少子女1人につき、同項の額に、現に要する当該年少子女に係る必要経費の額から22,000円を控除した額を加算した額を支出官事務規程により定められた外国貨幣換算率により外国通貨に換算した額（理事長が特に必要があると認める在外職員については、当該年少子女1人につき、当該加算した額）とする。ただし、その加算される額は、51,000円を限度とする。

（本給、期末手当及び扶養手当）

第9条 本給及び期末手当は、職員給与規程（17（規程）第59号）に定める本給及び期末手当の額にそれぞれ100分の80を乗じて得た額とする。

- 2 扶養親族を有する在外職員には、職員給与規程により扶養手当を支給する。ただし、配偶者手当を受ける在外職員の扶養手当は、配偶者に係る分は支給しない。

- 3 扶養親族の全部又は一部を国内に残留させる在外職員には、本給、期末手当及び扶養手当の全部又は一部を当該在外職員が指定する者に支払うことができる。

(給与の支給期間)

第10条 在勤基本手当は、在外職員が在勤地に到着した日の翌日から、帰国（出張のための帰国を除く。）を命ぜられて在勤地を出発する日の前日（以下「在勤基本手当の支給期間」という。）まで支給する。

- 2 在勤基本手当の支給期間中に在勤基本手当の号別に異動を生じた在外職員には、その日から新たに定められた号別により在勤基本手当を支給する。
- 3 在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日までの在勤基本手当を支給する。
- 4 在外職員が在勤基本手当の支給期間中に本邦へ出張を命ぜられ、在勤地を出発した日から在勤地に帰着した日までの期間が60日を超える期間についての在勤基本手当は支給しない。
- 5 配偶者手当は、在勤基本手当の支給期間中において配偶者が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日（在外職員の配偶者が当該在勤地において配偶者となった場合にあっては、配偶者となった日）から、当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日（その配偶者がその日の前に帰国する場合にあってはその配偶者が帰国のためその地を出発する日の前日、その配偶者がその日の前に配偶者でなくなった場合又は死亡した場合にあっては、配偶者でなくなった日又は死亡した日）まで支給する。
- 6 第4項の場合における配偶者手当は、前項の規定にかかわらず配偶者が当該在外職員の在勤地に残留する場合に限り支給する。
- 7 配偶者手当を受けている在外職員が離職し、又は死亡したときはその日までの配偶者手当を支給する。ただし、在外職員が死亡した場合において理事長が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から180日を超えない期間に限り、引き続き当該在外職員の配偶者に配偶者手当を支給することができる。
- 8 在勤基本手当の支給期間終了後、やむを得ない事由のため理事長の許可を得て引き続き配偶者を在勤地に残留させる在外職員には第5項の規定にかかわらず180日以内の期間においてその事由の存する間、従前のおり配偶者手当を支給する。
- 9 住居手当は、在勤基本手当の支給期間、支給する。
- 10 住居手当の支給期間中に住居手当の号別に異動を生じた在外職員には、その日から新たに定められた号別により住居手当を支給する。この場合において、当該異動を生じた日が一括支給期間内にあるときは、同日の属する月の下旬に、当該一括支給期間の各月の住居手当の月額を合算した額が第3条第2項の規定により一括して支給した額を超える場合にあってはその差額を支給し、当該合算した額が当該一括して支給した額に満たない場合にあってはその差額を返納させるものとする。
- 11 在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日までの住居手当を支給する。当該在外職員が死亡した場合において理事長が特に必要と認めるときは、

死亡した日の翌日から 180 日を超えない期間に限り、当該在外職員が死亡した当時随伴した配偶者等に従前の住居手当の支給額に相当する額を支給することができる。ただし、当該配偶者等への支給順位は、配偶者及び子の順序とし、同順位がある場合は、年長者を先にする。

- 12 住居手当の支給期間終了後、やむを得ない事由のため理事長の許可を得て引き続き配偶者等を在勤地に残留させる在外職員には第 9 項の規定にかかわらず 180 日以内の期間においてその事由の存する間、従来のとおり住居手当を支給することができる。
- 13 在外職員に第 3 条第 2 項の規定により住居手当を一括して支給した場合において、次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該在外職員（当該在外職員が死亡したときは、当該在外職員が死亡当時伴っていた配偶者等又は当該在外職員の相続人）に、当該各号に掲げる事由の区分に応じ、当該各号に定める額を返納させるものとする。
 - (1) 一括支給期間中における当該在外職員に係る住居手当の支給期間の終了第 3 条第 2 項の規定により一括して支給した額（一括支給期間中に住居手当の号別に異動を生じたときは、当該一括して支給した額に、第 10 項後段の規定により支給した額を加算し、又は当該一括して支給した額から同項後段の規定により返納させた額を減額した額。）と一括支給期間中に支給されるべき住居手当の月額を合算した額との差額（次号において「返納差額」という。）
 - (2) 一括支給期間中における当該在外職員の離職又は死亡 返納差額
- 14 子女教育手当は、在外職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該在外職員の年少子女が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日（在外職員の年少子女が当該在外職員の在勤地において年少子女に該当することとなった者である場合にあっては、年少子女に該当することとなった日）から、当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日（その年少子女がその日の前に帰国する場合（その地を出発する日からその地に到着するまでの期間が 60 日以内である場合を除く。）にあってはその年少子女が帰国のためその地を出発する日の前日、その年少子女がその日の前に年少子女に該当しないこととなった場合又は死亡した場合にあっては年少子女に該当しないこととなった日又は死亡した日）まで支給する。ただし、その期間が 60 日以内である場合は、この限りでない。
- 15 在外職員の年少子女が当該在外職員の在勤地及び本邦以外の地において学校教育その他の教育を受ける場合には、その地において当該教育を受けることにつき相当の事情があると理事長が認める場合に限り、前項の規定に準じて当該在外職員に子女教育手当を支給する。
- 16 子女教育手当を受ける在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで子女教育手当を支給する。
- 17 理事長は、次に掲げる場合において、子女教育手当を支給することが適当であると認めるときは、同条第 14 項ただし書の規定にかかわらず子女教育手当を支給することができる。
 - (1) 帰国を命ぜられた在外職員の年少子女が当該職員の旧在勤地を出発する場合
 - (2) 在外職員が離職し、又は死亡した場合
 - (3) 年少子女が年少子女に該当しないこととなった場合

- (4) 年少子女が死亡した場合
 - (5) 年少子女が心身の故障その他やむを得ない事情により帰国する場合
- 18 理事長は、本邦に帰国した在外職員の年少子女が在外職員の在勤地又は
在勤地及び本邦以外の地を出発した後、60日以内にその地に帰着し得ないこととな
ったときで次の各号の一に該当し、子女教育手当を支給することが適当である
と認める場合は、その事実が発生した日まで当該在外職員に子女教育手当を支
給することができる。
- (1) 帰国を命ぜられた在外職員が旧在勤地を出発する場合
 - (2) 在外職員が離職し、又は死亡した場合
 - (3) 年少子女が年少子女に該当しなくなった場合
 - (4) 年少子女が死亡した場合
 - (5) 年少子女に心身の故障等が生じた場合

(日割計算)

- 第11条 在勤基本手当、配偶者手当、住居手当及び子女教育手当の計算期間は、
月の1日から末日までとする。
- 2 在勤基本手当、配偶者手当、住居手当及び子女教育手当を支給する場合であ
って、前項の計算期間の初日から末日まで支給するとき以外のときはその額
は、当該計算期間の現日数を基礎として日割によって計算する。

(端数計算)

- 第12条 外国通貨をもって定められた在外職員の給与の支給額に当該外国通貨の
最低単位の満たない端数が生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給与を支
給することができる。
- 2 外国通貨をもって定められた在外職員の給与を当該外国通貨とは異なる通貨
で支給する必要がある場合において、異なる通貨に換算する際にその通貨の最
低単位の満たない端数が生じたときは、端数を切り捨てて当該給与を支給す
ることができる。

(租税公課)

- 第13条 在外職員の在勤地において、在外職員の所得に対し租税が課せられると
きは、当該在外職員にその租税の額に相当する額を支給する。

(準用)

- 第14条 この規程に定めるもののほか、在外職員の給与について必要な事項は、
職員給与規程を準用する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (18 (規程) 第15号 平成18年4月1日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（18（規程）第 25 号 平成 18 年 5 月 1 日）
この規程は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（18（規程）第 57 号 平成 18 年 10 月 13 日）
この規程は、平成 18 年 10 月 13 日から施行し、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（18（規程）第 70 号 平成 19 年 3 月 12 日）
この規程は、平成 19 年 3 月 12 日から施行し、平成 18 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（19（規程）第 6 号 平成 19 年 4 月 6 日）
この規程は、平成 19 年 4 月 6 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（19（規程）第 72 号 平成 20 年 3 月 19 日）
この規程は、平成 20 年 3 月 19 日から施行し、平成 19 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（20（規程）第 5 号 平成 20 年 4 月 1 日）
この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則（20（規程）第 26 号 平成 20 年 7 月 1 日）
- 1 この規程は、平成 20 年 7 月 1 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。
 - 2 平成 20 年 3 月 31 日から引き続き同一の学校に就学し、同年 4 月 1 日において改正前の在外職員給与規程（以下「旧規程」という。）第 8 条の規定を適用するとしたならば同条に規定する年少子女に該当することとなる者（以下「旧規程での年少子女」という。）に係る子女教育手当の月額については、改正後の在外職員給与規程（以下「新規程」という。）第 8 条第 2 項により支給されることとされる月額（以下「新規程による支給額」という。）が旧規程第 8 条第 2 項の規定を適用するとしたならば支給されることとなる子女教育手当の月額（以下「旧規程による支給額」という。）に達しない場合には、新規程第 8 条第 2 項の規程にかかわらず、当該旧規程下での年少子女が同日に所属する学年の開始日から起算して 1 年を経過する日までの間は、旧規程による支給額とする。
 - 3 平成 20 年 4 月 1 日から新規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間のいずれかの日に新たな学校に就学し、又は新たな学年に所属した新規程第 8 条に規定する年少子女であって、当該日において旧規程下での年少子女である者に係る子女教育手当の月額については、前項の規定にある場合を除き、新規程による支給額が旧規程による支給額に達しない場合には、新規程第 8 条第 2 項の規程にかかわらず、当該日から施行日の前日までの間は、旧規程による支給額とする。

附 則（20（規程）第 32 号 平成 20 年 8 月 8 日）
この規程は、平成 20 年 8 月 8 日から施行し、平成 20 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（20（規程）第 55 号 平成 21 年 1 月 6 日）
この規程は、平成21年1月6日から施行し、平成21年1月1日から適用する。

附 則（21（規程）第 12 号 平成 21 年 4 月 6 日）
この規程は、平成21年4月6日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（21（規程）第 25 号 平成 21 年 7 月 30 日）
この規程は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（21（規程）第 37 号 平成 21 年 11 月 5 日）
この規程は、平成 21 年 11 月 5 日から施行し、平成 21 年 11 月 1 日から適用する。

附 則（22（規程）第 7 号 平成 22 年 4 月 1 日）
この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（22（規程）第 25 号 平成 22 年 8 月 1 日）
この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則（22（規程）第 38 号 平成 22 年 12 月 1 日）
この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行し、平成 22 年 11 月 1 日から適用する。

附 則（23（規程）第 11 号 平成 23 年 4 月 18 日）
この規程は、平成 23 年 4 月 18 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（23（規程）第 31 号 平成 23 年 7 月 4 日）
この規程は、平成23年7月4日から施行し、平成23年7月1日から適用する。

附 則（23（規程）第 41 号 平成 23 年 12 月 6 日）
この規程は、平成 23 年 12 月 6 日から施行し、平成 23 年 11 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年 12 月 1 日 24（規程）第 45 号）
この規程は、平成24年12月1日から施行する。

- 附 則（令和 6 年 4 月 11 日 令 06（規程）第 1 号）
- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 11 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
 - 2 この規程の適用の日より前に本邦を出発した在外職員の年少子女に支給する子女教育手当については、なお従前の例による。

【参 考】最終改正 令和6年4月11日（適用 令和6年4月1日から）

1. 在外職員給与規程第5条第1項に規定する在勤基本手当（月額）
（単位：円）

在勤地		ワシントン	ウィーン	パリ
号 数	1	633,000	566,200	517,300
	2	593,400	530,800	485,000
	3	527,400	471,800	431,000
	4	395,600	353,900	323,300
	5	342,800	306,700	280,200
	6	316,500	283,100	258,600
	7	290,100	259,500	237,000

2. 在外職員給与規程第5条第2項及び第7条第2項に規定する在勤基本手当及び住居手当の適用号

号の別	適用の基準
1号	9級 8級
2号	7級
3号	6級
4号	5級
5号	4級
6号	3級
7号	2級

3. 在外職員給与規程第7条第1項に規定する住居手当に係る控除率及び限度額（月額）

在勤地		ワシントン	ウィーン	パリ
単位		アメリカ合衆国・ドル	ユーロ	ユーロ
控除率		11.2%	19.0%	13.5%
号 数	1	3,426	1,893	2,659
	2	3,030	1,674	2,353
	3	2,635	1,456	2,046
	4～5	2,372	1,310	1,841
	6～7	2,372	1,310	1,637